

浜松市水道料金の軽減又は免除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市水道事業給水条例(昭和33年浜松市条例第18号。以下「条例」という。)第36条の規定のうち水道料金の軽減又は免除(以下「減免」という。)について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆浴場業者 公衆浴場入浴料の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定に基づき、静岡県知事が指定する統制額以内の額において公衆浴場を営業する業者をいう。
- (2) 給水設備 給水管及び給水管と容易に取り外しのできない構造として有圧のまま接続された給水用具をいい、蛇口等からホースその他で簡易に接続された器具等(高压洗浄機、散水機器、洗濯機等の家電等)は除く。ただし、給水管と切り離されている貯湯型湯沸器及び受水槽以降の給水設備であっても、容易に取り外しのできない構造として接続されたものは、給水設備の対象とする。
- (3) 漏水 別表の「対象となる事由」欄に規定する状況に該当する場合をいう。
- (4) 実績水量 使用水量のうち通常において使用したと推定される水量をいう。なお、算定にあたっては、浜松市使用水量認定要綱(平成30年4月1日施行)の規定を準用する。ただし、この要綱において算定された当該水量が1月あたり6立方メートル以下の場合は、6立方メートルを1月の実績水量とする。
- (5) 増加水量 使用水量から実績水量を減じた漏水により増加したと推定される水量をいう。
- (6) 軽減水量 別表の「軽減水量の算出方法」欄の規定により算出した軽減の対象となる水量をいう。

(減免の対象)

第3条 減免の対象となる使用者は、次のとおりとする。

(1) 公衆浴場

公衆浴場業者のうち平成17年6月30日以前に「湯屋」料金の適用を受けていた使用者とする。

(2) 漏水

給水設備からの漏水により水道の使用水量が基準となる実績水量を超えている使用者のうち、漏水個所の修繕工事又は給水設備の撤去工事を実施した使用者とする。この場合において、修繕工事は、水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第3項ただし書きに規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更(水道法施

行規則第13条により、単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）に該当する場合を除き、原則として水道法第16条の2第1項により浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指定した者（浜松市水道事業指定給水装置工事業者）が施工したものに限り。

(3) 濁水着色等

水道管工事、消防活動その他の原因により、配水管又は配水管から水道メーターまでの給水管で濁水や着色等の水質異常が発生し、管理者が認めた洗管作業を実施した使用者とする。

(4) 消火用水

消火活動のために、水道メーター以降の水を使用したことを消防長が認めた使用者とする。

(5) その他

管理者が特に必要と認めた使用者とする。

2 減免の対象となる水道料金は、次のとおりとする。

(1) 公衆浴場

第5条第2項により決定された適用日以降の水道料金とする。

(2) 漏水

修繕した直近で別表に定める「軽減対象期間」に規定する期間内の水道料金とする。ただし、漏水の原因が次に掲げる事由に該当する場合は減免の対象外とする。

ア 使用者等又は第三者の故意による場合

イ 給水装置工事完成後の瑕疵担保期間

ウ 給水装置の不正工事に起因する場合

エ 過去1年以内に同じ個所の漏水で減免をしている場合

オ 軽減水量が1立方メートルに満たない場合

カ 管理者が、漏水の修繕について期限を付して指示したが、使用者等が相当の理由がなく当該期限を超えて修繕を行わなかった場合

(3) 濁水着色等

洗管作業を実施した日を使用期間に含む水道料金とする。

(4) 消火用水

消火活動を実施した日を使用期間に含む水道料金とする。

(5) その他

管理者が特に必要と認めた水道料金とする。

（減免の内容）

第4条 減免の内容については、次のとおりとする。

(1) 公衆浴場

水道料金のうち従量料金に対して、100分の50を乗じて得た額を軽減することができる。

(2) 漏水

別表に定める「軽減水量の算出方法」により算定された軽減水量相当額の水道料金を軽減することができる。

(3) 濁水着色等

洗管作業に要した時間等により、管理者が認めた水量相当額の水道料金を軽減することができる。この場合において、濁水着色等の原因者は、洗管作業に要した使用水量及び使用場所等を書面により速やかに管理者に報告するものとする。

(4) 消火用水

消火活動のために水を使用した時間等により、消防長が認めた水量相当額の水道料金を軽減することができる。この場合において、消防長は、消火活動に要した使用水量及び使用場所等を書面により速やかに管理者に報告するものとする。

(5) その他

事案が発生した都度、その規模及び状況を考慮し管理者が減免の内容を別に定める。

(減免の申請手続)

第5条 第3条第1項第1号及び第5号の減免を受けようとする使用者は、水道料金減免申請書(第1号様式)に関係書類を添付して、管理者に提出するものとする。

2 第3条第1項第2号の減免を受けようとする使用者は、水道料金等漏水軽減申請書(第2号様式)に関係書類を添付して、管理者に提出するものとする。

(減免の決定)

第6条 管理者は、前条第1項の規定により使用者から減免の申請があった場合は、当該申請書等の内容その他必要な事項について審査し、水道料金の減免の可否を決定するものとする。この場合において、管理者は、減免の可否を決定した申請者へ、水道料金減免審査結果通知書(第3号様式)により、次の事項を通知するものとする。

(1) 施設の場所

(2) 減免の可否及びその理由

(3) 適用日(決定日)

(4) 減免の内容

(5) その他管理者が必要と認めた事項

2 管理者は、前条第1項の申請があった日から起算して30日以内に減免の可否を決定する。この場合において、申請書及び関係書類の補正に要した期間は除くものとする。

3 管理者は、前条第2項の規定により使用者から減免の申請があった場合は、当該申請書等の内容その他必要な事項について審査し、水道料金の減免の可否を決定するものとする。この場合において、管理者は、減免を決定した申請者へ、水道料金更正通知書(第4号様式)により通知するものとする。また、減免が不相当と決定した申請者へ、水道

料金減免審査結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。

4 管理者は、前条第2項の申請があった日から起算して30日以内に減免の可否を決定する。この場合において、申請書及び関係書類の補正に要した期間並びに申請があった日から修繕直後の条例第28条の計量を実施するまでの期間は除くものとする。

5 管理者は、第4条第3号及び第4号の規定により濁水着色等の原因者又は消防長から使用した水量の報告があった場合は、その内容を審査し減免の可否を決定するものとする。この場合において、管理者は、減免を決定した使用者へ、水道料金等更正通知書（第4号様式）により通知するものとする。また、減免が不相当と決定した使用者へ、水道料金減免審査結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。

6 管理者は、第4条第3号及び第4号の規定により濁水着色等の原因者又は消防長から使用した水量の報告があった日から起算して30日以内に減免の可否を決定する。この場合において、報告があった日から洗管作業等で使用した日直後の条例第28条の計量を実施するまでの期間は除くものとする。

（減免の取り消し）

第7条 前条第1項の規定により減免の決定を受けた使用者は、減免事由が消滅したときは、水道料金減免事由消滅届出書（第5号様式）を、速やかに管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、使用者から前項の規定により届出があった場合は、速やかに当該届出書の内容について審査し、水道料金の減免の取り消しを決定するものとする。

3 管理者は、水道料金の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の適用を取り消すものとする。

（1）虚偽、その他不正な方法により減免等を受けたとき。

（2）第3条第1項各号に該当しなくなったとき。

（3）その他管理者が特に必要と認めるとき。

4 管理者は、前2項のいずれかにより減免の取り消しを決定した使用者へ、水道料金減免取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

5 管理者が前項の規定により通知する事項は、次のとおりとする。

（1）施設の場所

（2）取り消しの理由

（3）適用日（取消日）

（4）減免の内容

（5）その他管理者が必要と認めた事項

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 浜松市水道料金等の減免に関する要綱（平成17年7月1日施行）及び漏水等による水道料金等軽減要綱（平成17年7月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日までになされた申請は、なお従前の例による。

別表

対象となる事由	軽減対象期間	軽減率	軽減水量の算出方法 ¹
(1) 給水設備のうち給水栓（蛇口）又は水洗トイレ等のタンク及びレバー等の故障による漏水	1 調定 ²	100分の50	<ol style="list-style-type: none"> 1 軽減予定水量の算出 軽減しようとする月分の使用水量から実績水量を減じて算出された水量に右欄の軽減率を乗じて算出する。 2 軽減後水量の算出 軽減しようとする月分の使用水量から軽減予定水量を減じて算出する。
(2) (1)以外の給水設備の故障による漏水 ³	連続する 2 調定以内	100分の50	<ol style="list-style-type: none"> 3 軽減水量の算出 軽減後水量が実績水量の3倍を超えた場合は、軽減しようとする月分の使用水量から実績水量の3倍を減じて算出する。 軽減後水量が実績水量の3倍を超えない場合は、軽減予定水量を軽減水量とする
(3) 上下水道部が施工した（施工後1年以内に限り）メーターの接続部分等からの漏水で、使用者の責と認められないとき	上下水道部が施工したメーターの接続部分等に瑕疵のある期間	100分の100	
<ol style="list-style-type: none"> 1 水量を計算する場合において、1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。 2 調定とは、条例第28条又は第31条の規定により算定される、一定期間に使用した水量に対する水道料金の請求をいう。 3 特定共同住宅制度の適用を受けている共同住宅における、親メーターから子メーター間の漏水について、浜松市特定共同住宅制度実施要綱第7条（平成18年12月1日施行）により、所有者等に水道料金の請求が発生している場合を含む。 			

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

（申請者） 住所
（所在地）
氏名
（名称）

水道料金減免申請書

浜松市水道事業給水条例及び浜松市水道料金の軽減又は免除に関する要綱の規定に基づき、水道料金の減免を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の場所（使用場所）
- 2 申請理由
- 3 その他

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

（申請者） 住所
（所在地）
氏名
（名称）

水道料金等漏水軽減申請書

浜松市水道事業給水条例の規定に基づく水道料金の減免及び浜松市下水道条例の規定に基づく汚水排出量の認定又は下水道使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 メーター口径・番号 -
- 2 修繕完了年月日 年 月 日
- 3 修繕完了時メーター指針 . m³
- 4 下水道への流入
有 （浜松市下水道使用料の減免に関する要綱による減免）
無 （浜松市下水道の汚水排出量の認定に関する要綱による認定）
- 5 修繕図

6 その他

（証明欄） 上記のとおり修繕工事が完了したので報告します。 浜松市水道事業指定給水装置工事事業者 等 住所（所在地） 氏名（名称）				
上下水道部使用欄	受付印		お客さま番号	

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

水道料金減免審査結果通知書

水道料金の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

- 1 施設の場所（使用場所）
- 2 減免の可否及びその理由
- 3 適用日（決定日）
- 4 減免の内容
- 5 その他

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

水道料金更正通知書

水道料金を、（理由）により更正しましたので通知します。

記

お客さま番号	
使用場所	
方書	
使用者氏名	

年 月分	使用水量	料金
今回使用水量及び金額	m ³	円 (円)
軽減水量及び金額	m ³	円 (円)
軽減後使用水量及び金額	m ³	円 (円)

()内は消費税等相当額の再掲です。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

（届出者） 住所
（所在地）
氏名
（名称）

水道料金減免事由消滅届出書

水道料金の減免事由が消滅しましたので、浜松市水道料金の軽減又は免除に関する要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設の場所（使用場所）
- 2 減免内容
- 3 減免事由の消滅日
- 4 減免事由の消滅理由
- 5 その他

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

水道料金減免取消通知書

水道料金の減免について、下記のとおり取消の決定をしましたので通知します。

- 1 施設の場所（使用場所）
- 2 取り消しの理由
- 3 適用日（取消日）
- 4 減免の内容
- 5 その他